

犬伏地区公民館空調設備保守点検業務委託仕様書

本仕様書は、佐野市が発注する「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に基づく空調機器の保守点検業務を受託する者の業務について、必要な事項を定めるものである。

1. 業務名 犬伏地区公民館空調設備保守点検業務委託

2. 履行場所 犬伏地区公民館 佐野市犬伏下町1798

3. 契約期間 令和8年6月1日～令和9年3月31日

4. 空調設備の概要

委託対象空調設備は、別紙とおりとする。

5. 業務の内容と報告

(1) フロン漏洩点検の実施及び記録簿の作成

①定格出力7.5kw未満のエアコンディショナー及び定格出力7.5kw以上50kw未満のエアコンディショナーに関する簡易点検を4回実施する。

簡易点検の実施時期は、原則として6月、9月、12月、3月とする。

簡易点検の項目は、次のとおりとする。

ア. 室外機の異常振動・異常運転状況

イ. 室外機及び周辺の油のにじみ

ウ. 室外機のキズ有無、熱交換器の腐食・錆・傷等

エ. 室内機内の熱交換機の霜付きの有無

オ. 室内機内のフィルター詰まり状況

カ. その他の異常

②受託者はフロン漏洩点検の実施後、記録簿及び報告書を作成し、委託者に提出する。

(2) 点検実施の際、メンテナンスを実施する。

(3) 室内機のフィルター清掃を2回実施する。実施時期は、原則として6月と12月の簡易点検に合わせて行うものとする。

(4) 受託者は保守点検の実施後、報告書を作成し委託者に提出する。

6. 留意事項

(1) 委託業務で生じた廃棄物の処分、業務に要する器具、機械材料及び洗剤など消耗資材は受託者の負担とする。ただし、委託業務の実施に要する電気、水道等の費用は、委託者の負担とする。ただし、使用にあたっては節約に努めるものとする。

- (2) 点検実施に際しては、公民館担当者とあらかじめ日程等の打合せを行い、点検日程の調整をすること。なお、点検日程は、月曜日から金曜日（祝日及び閉庁日を除く）の午前9時から午後4時までとする。ただし、機器類の停止等を伴う場合は、この限りではない。
- (3) 委託者と受託者が協議の上、設備の破損又は老朽化により部品等の取替を行った場合の当該部品等の費用は、委託者の負担とする。
- (4) 受託者は委託対象空調設備の機能保全に努めることとする。犬伏地区公民館から異常を知らせる連絡があったときは、通常に対応時間外でも無償にて対応するように努めるものとする。

7. 業務委託料の支払い

- ・年度末支払いとする。

【 別紙 】

犬伏地区公民館空調設備保守点検業務委託対象空調設備

名 称	規格等	数量	7.5kw 以上 50kw 未満	7.5kw 未満
ヒートポンプエアコン室外機	RAS-AP500	1 台	○	
ヒートポンプエアコン室外機	RAS-AP615	1 台	○	
ヒートポンプエアコン室外機	RAS-AP112	1 台		○
ヒートポンプエアコン室外機	RAS-AP140	4 台		○
ヒートポンプエアコン室外機	RAS-AP160	1 台		○
ヒートポンプエアコン室外機	RAS-AP224	3 台		○
ヒートポンプエアコン室外機	RAS-AP280	2 台		○
ヒートポンプエアコン室内機	28 型～140 型	19 台		
ヒートポンプエアコン室内機	1120 型	1 台		